ア　陸上移動局対向器に係るもの（送信する電波の周波数が二、一一〇MHzを超え二、一三〇MHz以下のものにあっては二、一一〇MHzを超え二、一三〇MHz以下、二、一三〇MHzを超え二、一五〇MHz以下のものにあっては二、一三〇MHzを超え二、一五〇MHz以下、二、一五〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のものにあっては二、一五〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数については適用しない。）

送信周波数帯域の中心周波数から五MHz及び一〇MHz離れた周波数を中心周波数とする一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

イ　基地局対向器に係るもの（送信する電波の周波数が一、九二〇MHzを超え一、九四〇MHz以下のものにあっては一、九二〇MHzを超え一、九四〇MHz以下、一、九四〇MHzを超え一、九六〇MHz以下のものにあっては一、九四〇MHzを超え一、九六〇MHz以下、一、九六〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のものにあっては一、九六〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数については適用しない。）

(ｱ)　送信周波数帯域の中心周波数から五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル以上低く、かつ、四・五MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より二九・二デシベル以上低い値

(ｲ)　送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル以上低い値

第三項第四号中「陸上移動局へ送信するもの」を「基地局から陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継するもの」に改め、同項に次の一号を加える。

5　設備規則第四十九条の六の九第三項第六号の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。

(1)　送信周波数帯域の最も高い周波数から五MHz高い周波数及び最も低い周波数から五MHz低い周波数における増幅度が三五デシベル以下であること。

(2)　送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。

(3)　送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

第四項第三号中「通信等」を「試験のための通信等」に改める。

○総務省告示第百七十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十八条等に基づく協議の認可・裁定の運用基準として、平成十九年総務省告示第二百六十二号（公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン）の全部を次のように改正し、公布の日から運用する。

平成二十二年四月二十三日

総務大臣　原口　一博

公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン

ＩＴ戦略会議・ＩＴ戦略本部合同会議で取りまとめられた取組方針である「線路敷設の円滑化について」にのっとり、以下のガイドラインを策定する。このガイドラインは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十八条第一項に規定する他人の土地等の使用権に関する協議の認可・裁定の運用基準として機能することとなるものである。

（基本的な考え方）

第一条　このガイドラインは、電柱、管路、とう道、ずい道、鉄塔その他の認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線を設置するために使用することができる設備（行政財産であるものを除く。以下「設備」という。）の所有者（所有権以外の権原に基づきその設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「設備保有者」という。）が、認定電気通信事業者（以下「事業者」という。）に設備の一部を提供する場合において、設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法を取りまとめることにより、事業者による線路敷設等の円滑化を図り、超高速インターネットの整備等を推進し、もって利用者の利益、国民の利便の向上に資することを目的とする。

2　線路を設置するために使用することができる設備の設備保有者（第十四条第一項に規定する一束化設備保有者及び第十五条に規定する支線保有者を除く。以下同じ。）には電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者その他の公益事業者が、空中線を設置するために使用することができる設備の設備保有者には電気通信事業者がそれぞれ該当するものとする。

3　鉄塔その他の空中線の設置を目的とする設備の提供には、当該設備に携帯電話の基地局の空中線を設置しようとする事業者に提供する場合のみが該当するものとする。

4　設備の提供に当たっては、原則として、次によるものとする。

一　設備保有者は、事業者から設備の提供の申込みがあったときは、自己の事業又は有線電気通信設備令（昭和二十八年政令第百三十一号）、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）その他の設備に関する法令等の規定（以下「設備関係法令等」という。）及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）その他の公物管理に関する法令等の規定（以下「公物管理関係法令等」という。）に支障のない限り、公平かつ公正な条件で設備を提供する。（公正性の原則）

二　設備保有者は、事業者に設備を提供するに当たり、資本関係その他の理由により、差別的な取扱いをしない。（無差別性の原則）

三　設備保有者は、設備の提供に係る条件等をあらかじめ公表する。なお、公表すべき条件等は、このガイドラインで規定する。（透明性の原則）

四　設備保有者は、設備の提供に係る手続の簡素化及び効率化に努めるものとする。（効率性の原則）

（調査回答期間等）

第二条　設備保有者は、事業者から設備の調査の申込みがあった場合は、できるだけ速やかに提供の可否の回答を行うものとし、申込みの数が通常想定される申込みの数の範囲内である場合は、原則として二箇月以内（必要書類の形式的不備等の指摘を行った場合は、二箇月に当該指摘から事業者が当該指摘を踏まえ申込みを行うまでの期間を加えた期間内。次項において同じ。）に提供の可否を回答するものとする。

2　設備保有者は、二箇月以内に提供の可否の回答ができない場合は、その理由を明記した書面又は電子メール等の電磁的方法により、申込みを行った事業者へ通知するものとする。

3　調査に要する費用は、コストに基づき適正なものとし、内訳として人件費（内訳としての作業時間、作業人数及び作業単金を含む。）、交通費、機械器具損料等を含め設備保有者が示した場合には、事業者が負担するものとする。